

第10 「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」に関する基準

1 趣旨

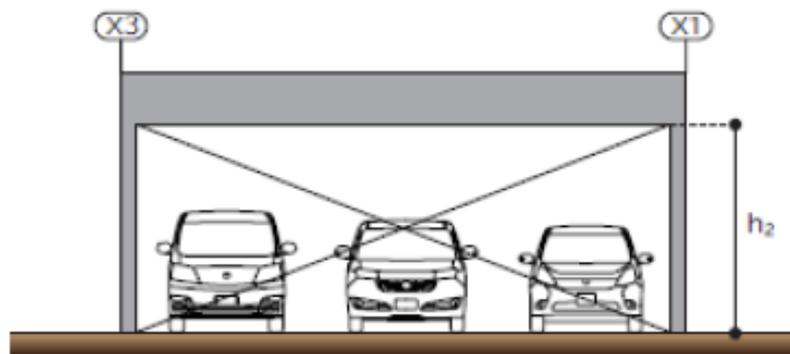
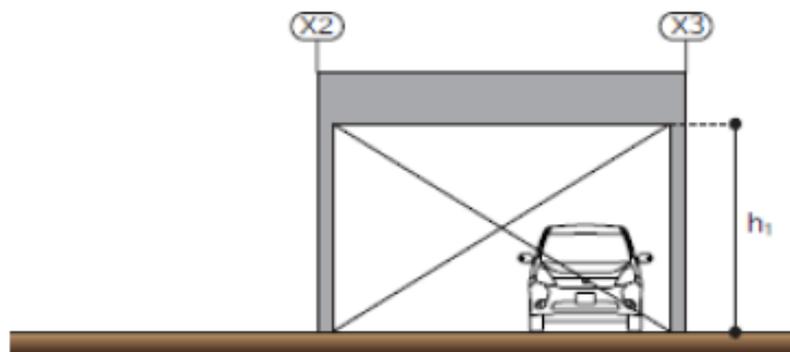
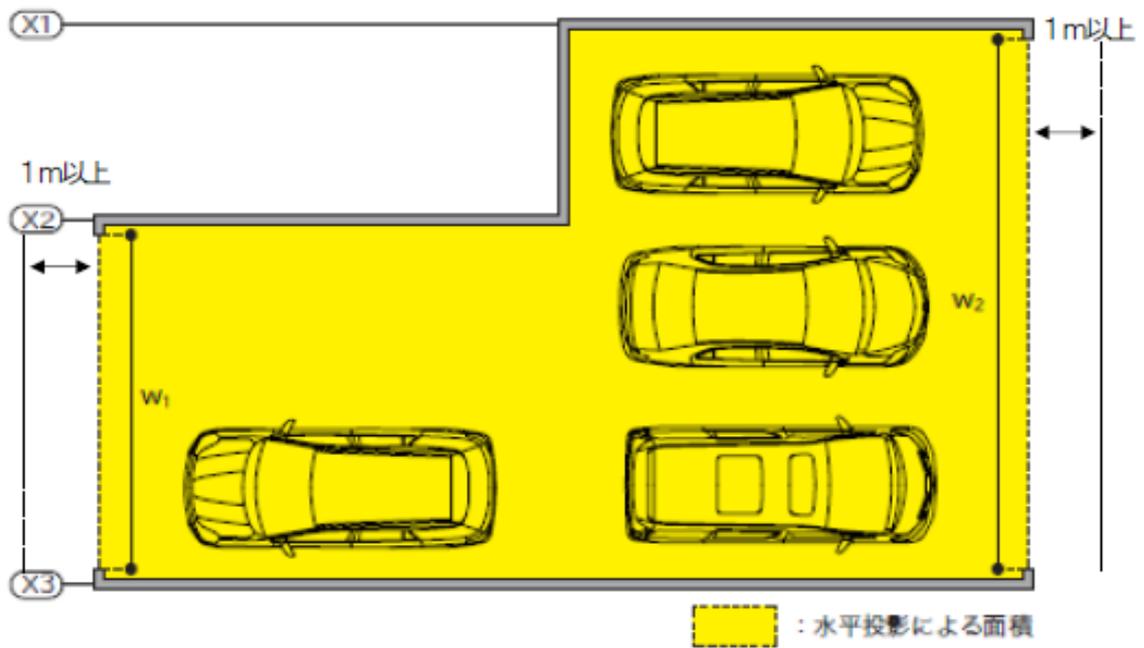
この基準は、規則第18条第4項第1号、第19条第6項5号(第20条第5項、第21条第5項において準用する場合を含む。)及びパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年5月31日告示第12号)第3に規定する場所に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 移動式の特殊消火設備

次のいずれかに掲げる部分には、移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備又は移動式の粉末消火設備を設置することができる。

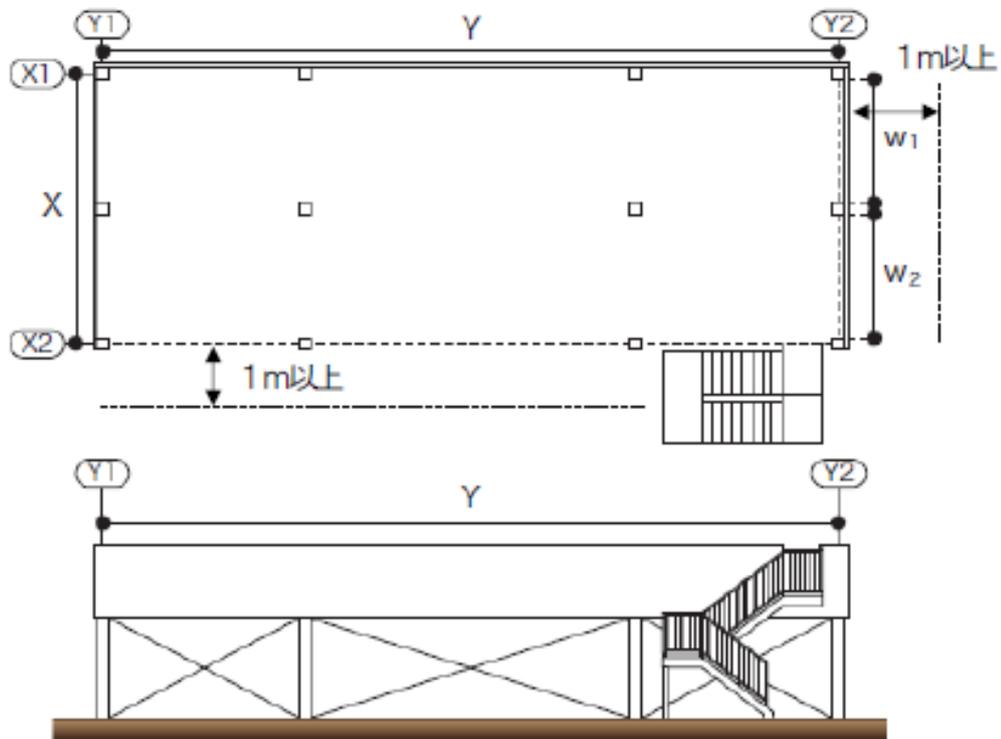
- (1) 完全開放の屋上駐車場又は高架下の駐車場等で、周壁がなく柱のみである部分若しくは周囲が危害防止上の鉄柵のみで囲まれている部分
- (2) 地階、無窓階以外の階で次に掲げるもの
 - ア 外気に面する外壁開口部が常時開放された構造のもので、かつ、排煙上有効な開放部分(開口前面は1m以上の空地を確保した部分をいう。以下開放部分の前面において同じ。)の合計面積が当該床面積の15%以上ある場所【図1】
 - イ 長辺の一边の前面について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されている部分【図2】
 - ウ 四辺(構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周)の上部50cm以上の部分が常時外気に開放されている部分
 - エ 天井部分(上階の床を兼ねるものを含む。)の開口部の有効開口面積の合計が、当該場所の面積の合計の15%以上確保されている場所(開口部が著しく偏在する場合を除く。)

【図1】(例1) 駐車のために供する部分

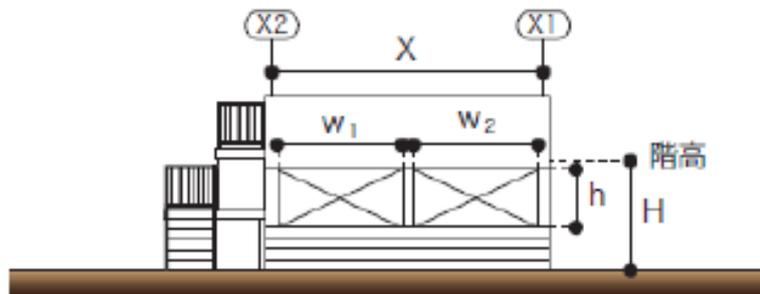


$$h_1 \times w_1 + h_2 \times w_2 \geq \text{床面積 (黄色の部分)} \times 15\%$$

【図 2】（例 2）駐車場の用に供する部分



※構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。



※階高のおおむね 2 分の 1 より下方のみの開口部は除く。

長辺 (Y 1 ~ Y 2) の全面が常時外気に直接開放、かつ、
他の一辺の壁面 1 / 2 以上が常時外気に直接開放 $(w_1 + w_2) \times h \geq (X \times H) / 2$

3 パッケージ型消火設備

次のいずれかに該当する場所は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年告示第 12 号）第 3 に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として取り扱うことができる。

- (1) 階段又は避難口等の出入口等が容易に見通すことができ、かつ、次のいずれかに該当する場所

- ア 建基政令第126条の3に規定する排煙設備又はそれと同等の排煙設備が設けてあり、その手動開放装置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてある場所
- イ 「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件」(平成12年建設省告示第1436号)第1号から第3号までのいずれかに適合する場所で、その手動開放装置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてある場所
- ウ 外気に面する外壁開口部が常時開放されたもので、かつ、当該開放部分の合計面積がパッケージ型消火設備設置場所の床面積の15%以上あり、その開放部分が一部分に偏っていない場所

(2) 次に掲げる場所

浴室、便所、階段室、エレベーター昇降路、リネンシュート、パイプダクト等

4 国土交通大臣認定駐車場

多段式の自走式駐車場で、建基法第68条の26に基づき、建基政令第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けているものは、前2にかかわらず、令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第19条第6項第5号(第20条第5項及び第21条第5項)に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」の取扱いは、第3章第5「多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置に関する指導基準」によるものとする。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和2年1月10日から施行する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。